

部活動の取扱いについて（令和3年10月16日以降）

本市の部活動においては、当面の間、感染症対策の措置を講じた上で、下記の通り取り扱うものといたします。

- 原則、県内外を問わず、大会への参加を含めて、他校等との交流ができるものとする。ただし、長崎県の感染段階ステージ3以上に相当する「1週間の10万人あたり7,39人以上の感染者数」の都道府県との交流はしないこと。（最終判断は、出発前日の状況とする）
- その際、相対的に感染リスクが高い、県外との交流は留意する必要があることから、交流を予定している地域（市区町村）に時短要請等（営業時間短縮や酒類提供自粛の要請等）の措置が継続されている場合は、その地域（市区町村）との交流の実施を控えること。
- ※交流予定地域の時短要請等の有無は、交流先の自治体HPや学校等に確認するなど、確実に把握すること。
- 中央競技団体等や中体連・中文連が主催、共催、後援する全国大会・九州大会等への出場は可とする。その際、移動中や宿泊先における感染防止対策を徹底すること。
- なお、練習の際は、これまでの通知に基づき、健康観察や基本的感染防止対策等の徹底に十分留意すること。

上記但し書きにおける活動をする際の具体的な留意事項 【感染拡大防止対策について】

※下記の留意事項の内容については、指導者が生徒に対し確実に周知すること。なお、留意事項への対策が十分取れない場合には、部活動の実施を取りやめること。

- 健康観察を実施し、生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合は参加させないことを徹底すること。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- 毎日、部活動単位で、健康観察記録表を活用して、生徒の体調を把握すること。（起床後、自宅で検温させる。できなかった場合、活動開始前にその場で行う。）
- 練習前・休憩時・練習後などに手洗いを行うこと。
- 部活動ごとに場所や時間を割り振るなど、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないようにすること。特に、部員同士が集まって食事を摂る場面を可能な限り避けるなど、飲食時の感染防止を徹底すること。
- 体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- 生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
- 身体接触のある活動、互いに近接する活動などにおいては、練習内容や方法に特段の配慮を行うこと。
- 更衣室や部室等を使用する場合は、短時間の利用で交替制とするなどして、一斉利用を避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限などを行うこと。
- 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- 活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。
- 遠征等での移動中は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気も行うこと。
- 宿泊先では一般利用者がいることを踏まえ、入浴や食事の際、可能な限り分散させるなど3密を避けること。大会参加などで他チームと宿舍が同じ場合は、飲食及び入浴の時間や会場を分散する、他チームと相部屋にしないなど、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。
- 団体スポーツを行う際は、できるだけ大声を出さない、休憩中は必ずマスクを着用するなど、徹底した感染症対策を行うこと。

※なお、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては対応を見直すことがあることを申し添えます。